

5. 竣 工 檢 查

5. 竣工検査

5. 1 竣工検査

竣工検査は通常、使用開始及び入居前に実施するので、入居者等への連絡、確認を密に行い支障のないように実施するものとする。

また、検査は水圧等及び竣工図により当該工事を確認の上、外部・内部の配管装置、道路復旧の各検査を実施する。

1. 水圧試験

給水工事の完全な施工と漏水防止を図るため、次により水圧試験を行うものとする。

- 1) 新設工事、改造工事全般とする。ただし、次に示す場合は除く。この場合はメータの回転指標で漏水の有無を確認すること
 - (1) 分岐から第1止水までの部分
 - (2) 部分的な増設工事で水圧試が困難な場合
 - (3) 改造工事のうち屋内配管のみの工事
- 2) 水圧試験は原則として 8 kg f / cm^2 (0.785MP a) 接続3分間とする

(解説)

水道資材の耐圧試験は 17.5 kg f / cm^2 (1.716MP a) 以上であるが、給水装置の水圧試験 8 kg f / cm^2 (0.785MP a) とするは、ポリエチレン管等に 10 kg f / cm^2 (0.981MP a) 以上加圧すると管が膨張し、通常の方法で検査するのは困難なため、一般の給水装置工事においては 8 kg f / cm^2 (0.785MP a) 3分間とするものである。

3) 水圧試験機及び付属品は指定工事事業者が準備すること。

4) 水圧試験は次の順序で行う。

- (1) 単独栓工事
 - イ. 水圧試験機を取付ける
 - ロ. 通水(空気抜き)
 - ハ. 止水栓の閉止
 - ニ. 加圧{ 8 kg f / cm^2 (0.785MP a) }
 - ホ. 漏水の有無確認
- (2) 連合栓工事
 - イ. 任意の位置に水圧試験機を取付ける。
 - ロ. ～ホ. は単独栓工事の場合と同じである。

5) 内部配管の水圧試験について

内部配管の水圧試験は使用後の隠蔽部分の漏水の危険等があることから直結する給水用具(給水装置)まで実施することを原則とする。ただし、給水用具に特別な事情がある場合(ボールタップ等)は内部配管路に設置しているバルブ・止水を利用して対応すること。

2. 外部及び内部配管等検査

1) 外部配管検査

- (1) 引込み給水管路の位置と仕切弁、分水栓、止水栓、メータ等の取付位置。
- (2) 埋設管及び器具装置の取付位置と深さ確認。
(随時、必要箇所を掘削して、検査することができる。)
- (3) 宅地内の埋戻し復旧、及び残土の整理状況。
- (4) 建造物の周囲・塀・側溝・家庭排水管、その他一時取り壊した箇所の復旧状況。

2) 道路復旧検査

- (1) 路面の凹凸の有無と残土、残材料の整理状況。
- (2) 砕石又は切込砂利の使用の有無と締め固め状況。
(随時、必要箇所を掘削して、検査することができる。)
- (3) 舗装道路の場合の復旧状況。

3) 内部配管検査

- (1) 各バルブ類、栓類、メータ等の取付位置と吐出量の確認。
 - (2) 水抜装置の排水状況。
 - (3) ボイラー、貯圧水槽等汚染の恐れがある装置との直結の有無。
 - (4) 受水槽における井水との混合の有無、吐水口の満水面との間隔及び水道管とその他の導管との接続の有無など。
 - (5) 水抜装置及び受水槽が汚水桝、便槽等に接近して設置されていないかの確認。
- 4) 臨時給水において「給水装置工事承認申請書」による申請を不要とする場合は、竣工立会検査を省略する。
- 5) 複数メータ用紙について

共同住宅等のメータが複数設置される場合は複数メータ用紙が必要となる。メータ払い出し時に必ず複数メータ用紙を用意して管工事業協同組合からメータを払い出された時点でメータ情報をこれに記入し本書を受領する。そして検査時に現場で検査員にこのコピーを渡し検査を実施する。

また、本書は竣工図提出時に使用者氏名（部屋番号）とメータ番号等の情報の欄を竣工図に貼り本書も同時に提出することになる。

3. その他

検査が終了した物件については、竣工図を速やかに提出するものとする。（1週間以内で対応すること。）